平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（国土交通省27－④）

施策目標	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	担当部局名	港湾局	作成責任者名	海洋・環境課長 小谷野喜二		
施策目標の概要及び達成すべき目標	海洋汚染防止対策や干潟の再生、海岸侵食対策等を実施することにより、良港な海洋・海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成を図る。	施策目標の評価結果	／	政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	政策評価実施予定時期	平成29年8月

業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値（水準・目標年度）の設定の根拠等
16 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	0件	平成18年度	0件	0件	0件	0件	0件	／	0件	毎年度	我が国の海洋環境に過去に例を見ないほど甚大な被害を与えた「ナホトカ号油流出事故」（平成９年）と同等又はそれ以上の規模の事故を未然に防止する必要があるため。
17 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	0隻	平成19年度	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	／	0隻	毎年度	・我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶に対しては油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付け等を内容とした法改正以降、船舶油濁損害賠償保障法を適切に運用しており、運用の成果を示している指標であるため。 ・船舶油濁損害賠償保障法の施行以降、我が国に入港しようとする外航船舶のうち、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は0隻であることから次年度以降も保険未加入隻数0隻とすることを目標値として設定。
18 過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合	約37.8%	平成23年度	－	37.8%	38.0%	38.1%	38.1%	／	約40%	平成28年度	・過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で、回復可能な面積のうち復元・再生した割合として設定。 ・業績指標の根拠：社会資本整備重点計画（平成24年８月31日閣議決定）
19 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	約7年	平成24年度	約7年	約7年	約7年	約8年	約8年	／	約7年	平成29年度	・港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物等を受け入れるため、海面処分場の計画的な整備が必要であるため。 ・目標値については、通常、海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。 ・業績指数の根拠：循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日 閣議決定)
20 三大湾において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の取組により底質の改善が必要な区域のうち改善した割合	約46%	平成23年度	－	46.2%	47.0%	47.9%	48.5%	／	約50%	平成28年度	・三大湾（東京湾、大阪湾、伊勢湾）において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の底質改善が必要な区域のうち、改善した割合として設定。 ・業績指標の根拠：社会資本整備重点計画（平成24年８月31日閣議）

達成手段（開始年度）	27年度行政事業レビュー事業番号	予算額計（執行額） 24年度（百万円）	25年度（百万円）	26年度（百万円）	27年度当初予算額（百万円）	達成手段の概要	関連する業績指標等番号	達成手段の目標（27年度）（上段：アウトプット、下段：アウトカム）
(1) 国連環境計画拠出金（平成16年度）	20	12 (12)	12 (12)	15	17	日本海を含む日本周辺海域の環境保全と改善に取り組む枠組みである「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」に対して、資金的な支援をすることにより、我が国が接する日本周辺海域の海洋環境を改善する。	16	NOWPAPの運営経費にかかる拠出金であり、活動指標及び活動実績（アウトプット）を定めて実施するという性質のものではない。 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数
(2) 国連開発計画拠出金（平成18年度）	21	10 (10)	10 (10)	12	14	東アジア海域における海洋の開発と海洋環境との保全の調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）」に対して資金的な支援をすることにより、我が国が接する東アジア海域の海洋環境を改善する。	16	PEMSEAの運営経費にかかる拠出金であり、活動指標及び活動実績（アウトプット）を定めて実施するという性質のものではない。 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数
(3) 海洋・沿岸域環境の保全等の推進（平成20年度）	22	12 (10)	59 (58)	37	45	我が国における海洋管理及び利活用のあり方に関する調査検討、海洋・沿岸域環境の保全に資する海洋汚染防止制度の普及啓発など、海洋基本法（平成19年度成立）及び海洋基本計画（平成25年閣議決定）に基づく施策を着実に実施し、海洋・沿岸域環境の保全等の推進に資する。	16	検討会・会議開催の回数、海洋汚染防止指導、油濁防止管理者講習にかかる会議開催の回数 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数
(4) 低潮線の保全に要する経費（平成23年度）	24	55 (50)	55 (53)	55	55	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（低潮線保全法）」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的とし、衛星画像による低潮線保全区域及びその周辺の状況調査、防災ヘリコプターによる低潮線及びその周辺の巡視、低潮線保全区域の周知のための看板設置を行う。	－	低潮線及びその周辺の状況調査（巡視等）区域数 我が国の管轄海域（領海、排他的経済水域、延長大陸棚）の面積

(5)	海岸事業 （昭和24年度）	23	9,583 (9,569)	16,678 (16,656)	11,804	11,723	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ島島海岸で、海岸の維持管理を実施する。 国費率・補助率 直轄事業：国10/10、2/3	17	－
(6)	船舶油濁損害対策 （平成17年度）	25	33 (14)	42 (24)	28	57	外国船舶に保険加入を義務付けている船舶油濁損害賠償保障法の運用のため、我が国へ入港する船舶に対して国土交通大臣(地方運輸局長等)の交付する証明書の船内備え置き義務や、入港の際の保険加入状況の事前通報義務などを規定している。又、違反が推定される船舶に対しては入港時に立入検査を実施することしている。 このような証明書の交付事務、事前通報の保険加入状況の確認のための情報管理のほか、関係官庁（海上保安部、港湾局等）との連携した立入検査等、同法の的確な運用を行っている。外国船舶から大量の油等の排出があり、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第４１条の２の規定に基づく海上保安庁長官の要請を受けて地方公共団体が油等防除措置を講じた場合であって、当該費用を船主から徴収することができなかった場合等には費用を補助している。　（補助率２分の１）	－	－
(7)	港湾環境整備事業 （昭和48年度）	26	－ － 5,456 (5,443)	－ － 6,340 (6,333)	7,639 －	5,123 －	浚渫土砂や一般廃棄物の受け入れ等や、港湾区域内の環境改善及び適正な港湾利用の確保を目的として、廃棄物埋立護岸の整備や水質浄化、底質改善を行う。	19	－
(8)	港湾整備事業 （平成26年度）	復興庁213	－ －	－ －	34,175	－	東日本大震災からの早期復興のため、地域経済活動の再生等に必要な岸壁、防波堤の整備、がれきや津波による堆積土砂を受け入れるための廃棄物埋立護岸の整備等を行う。	－	－
(9)	海岸事業（直轄） （昭和47年度）（関連:27-⑫、⑬）	27	8,881 (8,879)	10,343 (9,968)	12,518	9,509	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	－	－
(10)	港湾区域における低潮線の保全に要する経費 （平成24年度）	28	4 (4)	3 (3)	2	2	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的とする。具体的には港湾区域内に低潮線保全区域を有する宗谷港及び南鳥島において低潮線の保全を図るため、衛生画像による低潮線の状況調査、職員による低潮線保全区域の巡視を行う。	－	低潮線保全のための状況調査及び巡視を行った港湾内の低潮線保全区域数 低潮線の保全により確保される、我が国の管轄海域(領海、排他的経済水域、延長大陸棚)の面積
(11)	洋上風力発電導入に対応した港湾機能確保のための海域管理方策の検討経費 （平成27年度）	新27-008	－ －	－ －	－	9	港湾区域内を占用する場合、港湾管理者による占用許可や立入検査等が港湾法上規定されている。これらの規定に関して、今後導入が見込まれる洋上風力発電に対する具体的な適用方法等について検討するものである。検討結果は、「港湾における洋上風力発電の的確な導入を確保する海域管理の在り方にかかる指針」（以下、指針）として取り纏める。	－	指針の数 指針に基づいて、調整を実施した港湾の数
	施策の予算額・執行額等 ※下段〈 〉は書きは、複数施策に関連する予算であり、外数である。		8,360 〈238,359〉 (6,198) (〈188,209〉)	9,901 〈213,445〉 (6,836) (〈212,145〉)	8,672 〈0〉	5,323 〈0〉	施策に関係する内閣の重要政策 （施策方針演説等のうち主なもの）	なし	